



福島医発第 0753 号
平成 27 年 6 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

指定難病に係る診断基準、重症度分類等及び臨床調査個人票について

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく新たな医療費助成制度について、平成 27 年 7 月 1 日より第二次実施分の指定難病（196 疾病）が追加されることにつきましては、平成 27 年 5 月 21 日付け文書（福島医発第 0586 号（地））によりご連絡申し上げたところであります。

今般、当該追加指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準及び各疾病の病状の程度（重症度分類等）に係る具体的な運用基準（以下、「診断基準等」という。）が定められる（第一次実施分の微修正も含む）とともに、臨床調査個人票（診断書）のうち、新規申請を行うための書式が作成され、厚生労働省当局より通知された旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

各通知の別添（診断基準等及び臨床調査個人票の本体）につきましては、日医 HP（<http://www.med.or.jp/doctor/>）へ掲載（いずれも PDF ファイル）されますのでご参照ください。

なお、当該臨床調査個人票につきましては、厚生労働省 HP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>）において直接入力可能な形式（Word）による書式が公開されております。

また、平成 27 年 1 月から医療費助成を開始した第一次実施分の指定難病（110 疾病）に係る更新申請用の臨床調査個人票（Excel）につきましても、厚生労働省 HP に掲載されておりますので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

1. 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正等について（情報提供）
（平 27.6.1 厚生労働省健康局疾病対策課 事務連絡）
2. 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正について
（平 27.5.13 健発 0513 第 1 号 厚生労働省健康局長）
3. 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の一部改正について
（平 27.5.13 健疾発 0513 第 1 号 厚生労働省健康局疾病対策課長）

平成27年6月5日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里

指定難病に係る診断基準、重症度分類等及び臨床調査個人票について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく新たな医療費助成制度について、平成27年7月1日より第二次実施分の指定難病（196疾病）が追加されることにつきましては、平成27年5月18日付け文書（地Ⅲ37）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、当該追加指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準及び各疾病の病状の程度（重症度分類等）に係る具体的な運用基準（以下、「診断基準等」という。）が定められる（第一次実施分の微修正も含む）とともに、臨床調査個人票（診断書）のうち、新規申請を行うための書式が作成され、厚生労働省当局より通知されましたのでご連絡申し上げます。

各通知の別添（診断基準等及び臨床調査個人票の本体）につきましては、日医HP（<http://www.med.or.jp/doctor/>）へ掲載（いずれもPDFファイル）させていただきますのでご了承ください。

なお、当該臨床調査個人票につきましては、厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>）において直接入力可能な形式（Word）による書式が公開されております。（日医HPにもリンクを設置しております。）

また、平成27年1月から医療費助成を開始した第一次実施分の指定難病（110疾病）に係る更新申請用の臨床調査個人票（Excel）につきましても、厚生労働省HPに掲載されておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会HPへの掲載等、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

《添付資料》

1. 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正等について（情報提供）
（平 27. 6. 1 厚生労働省健康局疾病対策課 事務連絡）
2. 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正について
（平 27. 5. 13 健発 0513 第 1 号 厚生労働省健康局長）
3. 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の一部改正について
（平 27. 5. 13 健疾発 0513 第 1 号 厚生労働省健康局疾病対策課長）

事 務 連 絡
平成 27 年 6 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正等について（情報提供）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、指定難病の対象疾病数については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 266 号）により、別紙のとおり新たに 196 疾病を追加したところです。

この指定難病の追加を踏まえ、指定難病に係る診断に関する客観的な指標による一定の基準及び法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度について、別添写しのとおり各都道府県知事宛通知いたしましたので、お知らせいたします。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
(111～306については平成27年7月から医療費助成を開始)

告示番号	病名
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症

告示番号	病名
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	有馬症候群
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病
(111～306については平成27年7月から医療費助成を開始)

告示番号	病名
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症

告示番号	病名
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症
264	無 β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髓炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性出血病XIII
289	クローンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性睪炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎



健 発 0513 第 1 号
平 成 27 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
（公 印 省 略）

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準（以下「診断基準」という。）及び法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（以下「重症度分類等」という。）については、平成26年11月12日健発1112第1号厚生労働省健康局長通知「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（以下「局長通知」という。）にて示しているところであるが、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第266号）による指定難病の拡大に伴い、今般、局長通知を別添のとおり全部改正し、平成27年7月1日から適用することとしたので通知する。

写

健 疾 発 0513 第 1 号
平 成 27 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定難病に係る臨床調査個人票について」の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の具体的な書式のうち新規の申請を行うための書式については、平成26年11月12日健疾発1112第1号厚生労働省健康局疾病課長通知「指定難病に係る臨床調査個人票について」で示しているところであるが、今般、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第266号）による指定難病の拡大に伴い、当該拡大分における新規の申請を行うための書式について、別添のとおり改正し、平成27年7月1日から適用することとしたので通知する。なお、適用前の準備のために使用することは差し支えない。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。